

## 10月に令和6年度の被扶養者資格の再確認を行います。

毎年10月は被扶養者資格の再確認をさせていただいております。令和6年度も保険給付の適正化及び高齢者医療制度への納付金・支援金の適正化を図るため、現在、被扶養者として認定されている方が引き続き被扶養者として資格があるかどうか再確認させていただきます。

被扶養者再確認は事前に当健康保険組合に登録されている個人番号（マイナンバー）を使用し、情報連携を用いて居住状況や収入等の確認をさせていただきます。その中で確認ができない対象者や追加書類が必要な対象者がいる場合のみ調査表をお送りいたします。被扶養者資格の再確認は保険料負担の軽減につながる大切な届出です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

### \* 被扶養者の認定条件について

被扶養者として認められる方は、主として被保険者の収入で生計を維持している75歳未満の方で、次のような条件を満たしていることが必要です。

#### 1. 被扶養者の範囲

- ① 被保険者と同居・別居いずれでもよい
  - Ⓐ 配偶者(内縁関係でもよい) Ⓛ 子(養子を含む)、孫及び兄弟姉妹 Ⓝ 父母、祖父母などの直系尊属
- ② 被保険者と同居していることが条件
  - Ⓐ 上記①のⒶ～Ⓒ以外の3親等以内の親族 Ⓛ 内縁関係の配偶者の父母及び子
  - Ⓒ 内縁関係の配偶者死亡後の父母及び子

#### 2. 収入がある場合の認定条件

- ① 60歳未満の方は年収130万円未満であること。
   
60歳以上の方及び厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある方は年収180万円未満であること。
- ② 被保険者の年収の2分の1未満であること。
- ③ 別居している場合は被保険者からの仕送り額（援助金）より少ないとこと。

## インフルエンザの季節がやってきます。予防接種を受けましょう！

空気が乾燥してくると本格的にインフルエンザの季節がやってきます。流行期に備えるためには、10月中旬から12月上旬ぐらいまでに予防接種を受けるのが効果的です。

健保組合ではインフルエンザの発症予防を図るため、10月から翌年3月までに予防接種を受けた被保険者及び被扶養者の方を対象に一人につき千円の補助を行います。この機会にインフルエンザ予防接種を受けましょう！詳しくは同封の「インフルエンザ予防接種補助実施要領」をご覧下さい。

### 算定基礎届 標準報酬月額が見直されます。

7月に提出していただきました算定基礎届は9月上旬に「標準報酬決定通知書」を各事業所宛てに送付しております。決定した標準報酬月額は令和6年9月分の保険料から改定となりますので確認をお願いします。

なお、令和6年9月分の保険料の納付期限は10月末日となりますのでご注意下さい。

### 健康診断 人間ドック 特定健診 受けましたか？

年に一回行われる健診、今年度は受診されましたか？今まで受けていなかった方はもちろん、昨年受けた方は昨年と比較して自分の健康状態を知ることができます。健保組合では料金の一部を補助していますので毎年必ず受診して健康状態をチェックしましょう！

### ◎ 健康保険証は2024年12月2日で廃止となります。

マイナンバーカードを使って医療機関で受診すると、多くの情報をもとにより正確な診断、適切な治療・処方が可能となります。また、本人が同意すれば申請をしなくても窓口での支払いが自己負担限度額内ですみますので、マイナンバーカードをお持ちでない方はお早めに申請をお願いします。なお、マイナンバーカードを保険証として利用するには、利用申込みが必要になります。

※ 大変重要なお知らせ「資格情報と個人番号（マイナンバー下4桁）の確認のお願い」を9月末頃に事業所を通じて配布しますのでご確認をお願いいたします。

